令和2年4月1日からの 建設業の許可申請・変更届について

令和2年4月1日以降提出分からの主な変更点は次のとおりです。

提出にあたってはご注意ください。

なお、必要書類に変更があったことで編纂方法も変更されておりますので、必ず手引きをご確 認ください。

変更箇所	変更前(R2.3.31受付分まで)	変更後(R2.4.1受付分から)
	发史前(N2.3.31文刊ガまで)	
国家資格者等・監理技		提出不要
術者一覧表		
(様式第十一号の二)		
経営業務の管理責任者	①住民票等	①健康保険証等
に関する資料	②健康保険証等	②経営業務の管理責任者としての経験を
	③経営業務の管理責任者とし	確認する資料(更新申請の際は不要。)
	ての経験を確認する資料	
営業所の専任技術者	①住民票等	①健康保険証
に関する資料	②健康保険証等	②実務の経験を確認する資料(実務経験
	③実務の経験を確認する資料	の場合に限る。更新申請の際は不要。)
	(実務経験の場合)	
	①住民票等	
に関する資料	②健康保険証等	
	③委任状等	
	①営業所の写真	
に関する資料	②営業所の地図	営業所に変更がない場合は不要。)
	③営業所を使用する権原を確	※写真台紙に権原を記載すること(写真
	認するための資料	台紙の例参照)。

<u>※住民票等の提出は不要となりましたが、営業所への通勤が困難と思われる場合などは追加資料を求めることがあります。</u>

▲ 申請・届出の注意点を改めてお知らせします。 ▲		
変更届の提出期限	法定の期限内に提出しない場合、罰則が適用されることがあります。	
	(手引きP14以降を参照。)	
更新申請の提出期限	許可の有効期間満了日の30日前までに申請書を提出する必要があり	
	ます。	